

「借換保証」を一部改正しました

平成28年3月1日から実施している「借換保証」制度要綱中の「条件変更改善型借換保証による借換え」を、平成28年10月19日に一部改正し、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、前向きな金融支援を受けることが困難になった中小企業・小規模事業者の支援を目的として、当該事業者が行う既往の保証付き融資の新たな保証付き融資への借り換えにあたり、事業者が前向きな投資等のために新規資金を追加する場合に、保証期間の据置期間を最大2年まで延長しました。

【借換保証の一部改正後の内容】

項目	内容
保証制度	条件変更改善型借換保証
対象中小企業者	(1) 保証時点において、保証付き既往借入金の残高があること (2) 既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること (3) 認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
保証限度額	2億8千万円（組合等4億8千万円）
資金使途	保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて「当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）」を含めることができる
保証期間	原則として15年以内（据置・1年以内） ただし、「当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）」を含む場合は（据置・2年以内）
保証料率	0.50%～2.20% 責0.45%～1.90%
貸付形式	証書貸付
貸付利率	金融機関所定の利率
返済方法	原則として均等分割返済
担保・保証人	返済する保証付きの既往借入金の保証条件による また、「当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）」を含む場合は協会の定めによる
添付資料	所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ①状況説明書 ②事業計画書 ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面